

社労士國本の年中夢求 便り



*今年4月で、開業6年目に入ります。私を支えてくれたお客様、家族に感謝です。

「ツイッター」の利用拡大と採用活動への活用

鳩山首相も活用

インターネット上で、140文字以内でメッセージをやり取りするコミュニケーション・サービスの「ツイッター」がブームとなっています。

鳩山首相を初めとする政治家やカリスマ経営者など、有名人のユーザー登録・利用も増えるなどの影響により、利用者はますます増えていきそうです（そういえば、私の友人もやっていると言っていました）。

140字以内の投稿

この「ツイッター」は、「ミニブログサービス」とも言われており、日常の出来事や自分の身の周りで起きたこと、感想などを、140文字までの短文でインターネットに投稿するものです。投稿のことは「ツイート（つぶやき）」と呼ばれ、「ツイッター」の語源となっています。

特定の人アドレスを登録することにより継続的な読者となることができるため、「ブログ」と比較すると、より短時間で情報が広まりやすいという特徴を持っています。

社長によるメッセージ発信

採用活動にこの「ツイッター」を活用する中小企業も出てきているようです。社長が「ツイッター」を活用して直々にメッセージを流したベンチャー企業の就職イベントには、2日間で約40名の参加者が集まったそうです。

別の会社の社長は、

「企業のトップと就職活動中の学生とが直接的につながることができ、新しい試みとして非常に有効である」

といった感想を述べています。

また、「人材を募集しようとお金をかけて広告を出したがなかなか人が集まらず困っていたところ、ツイッターを活用したら30人ほど反応があった」という人事担当者もいるようです（まあこれは、大きな会社の場合でしょうが・・・）。

新しい募集・採用手段として

また、「ツイッター」を「就職活動中の情報収集手段」として捉える学生も増えているようです。

これからの時代、新しい募集・採用手段として「ツイッター」を活用する企業も増えてくるのではないのでしょうか。

*ちなみに私は、2つのブログで手一杯なので、やる予定はありませんが・・・。

新卒者を体験雇用した場合に支給される奨励金

2月にスタートした「新卒者体験雇用事業」

厚生労働省は、今年2月1日に「新卒者体験雇用事業」をスタートさせました。

この取組みは、就職先が決まっていない新規学卒者を対象として、体験的な雇用の機会を設けることで就職先の選択肢を広げるとともに、企業と求職者間の相互の理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進することを目的としています。

以下では、この事業の中心となる「新卒者体験雇用奨励金」の概略についてご紹介します。

体験雇用の対象となる新規学卒者

この「新卒者体験雇用奨励金」は、就職先未決定の新規学卒者を31日間の体験雇用（有期雇用）として受け入れた企業に対して、対象者1名につき「月額8万円」を支給するものです。

体験雇用（有期雇用）の対象となる新規学卒者は、以下の（1）（2）のいずれにも該当する者のうち、「正規雇用の実現」または「雇用機会の確保」のために、体験雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者です。

- （1）平成21年10月から平成22年9月末までに卒業した者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者
- （2）ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定の者

奨励金受給のための要件

この奨励金を受給するための要件は、以下の通りです。

- （1）ハローワークに「体験雇用求人」を登録すること
- （2）体験雇用は31日間の有期雇用であること
- （3）体験雇用開始の日から10日以内に「体験雇用実施計画書」を提出すること（提出にあたっては対象者の同意を得る必要がある）
- （4）体験雇用終了日の翌日から起算して1カ月以内に「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」を提出すること（提出にあたっては対象者の同意を得る必要がある）

1人当たり8万円を支給

ハローワークによる審査終了後に、対象者1人当たり8万円の奨励金が支給されることとなっています。なお、平成23年3月末までに体験雇用を開始した対象者が奨励金の支給対象となりますが、体験雇用終了後の正規雇用への移行に関しては、他の「雇入れ助成金」の支給対象とはなりませんので、注意が必要です。

くにもとゆたか

國本 豊 社会保険労務士事務所(山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号)

* 雇用に関するあらゆること(入社、退職、助成金、労災、年金、就業規則 etc)のご相談をお受けする、経営者様の良きアドバイザーです。

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

* 外出中も転送をかけておりますので、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

ホームページ <http://k-sr.jp>



* 所長のひとことは、諸事情により今月はお休みです。